

## 霞ヶ浦の水位管理の実態について

### ①湖の閉鎖性を高める水位管理はしていません。

1. 水利用のために常陸川水門を閉鎖しているのは年間の約3／4であり、年間のうち1／4以上の日数においては水門での放流を実施しています。
2. 降雨により霞ヶ浦に流入した水量は、利水のために必要な量を除いて常陸川水門からの放流等しており、放流回数の多寡にかかわらず放流の全体量は変わりません。

### ②各種用水を安定的に確保しつつ必要以上に水位上昇を抑えるきめ細やかな水門管理を実施しています。

- ・ 渇水対策を目的として、常陸川水閘門操作規則に10月16日から3月31日にかけて水位を上昇させる管理を定めていますが、操作規則に基づいた運用開始（平成8年4月）以降、湖岸植生帯に変化が見られたことから、水利用と湖の水辺環境との共存を模索するため、平成22年度からは目標水位に幅を持たせた管理を行っています。

別添1：平成23年度霞ヶ浦水位運用試験の実施について

この結果は別添2の通りであり、放流回数及び時間とも、平成8年度～平成21年度に比べ、格段に多くなっています。

別添2：常陸川水門放流回数と時間

- ・ 利水機能（利水に必要な水量の確保、塩分遡上防止）を勘案すれば、上記の操作は管理上限界の状況です。

### ③放射線に対する対策の早期確立等のご要望もありますが、放射線に関するモニタリングや対策の検討は国として一元的な対応が必要です。

- ・ 放射線対策の方針についての国の主体は環境省であり、今後とも国土交通省は協力していきます。環境省が公表している「除染等の措置に係るガイドライン」（平成23年12月）の改定状況を踏まえ、放射性物質汚染対処特措法に基づいて河川管理者として必要な役割を果たしていきたいと考えています。

別添3：除染等の措置に係るガイドライン（抜粋）

# 平成23年度 霞ヶ浦水位運用試験の実施について

国土交通省霞ヶ浦河川事務所と水資源機構利根川下流総合管理所は、水利用と湖の水辺環境との共存を模索するため、昨年度に引き続き、霞ヶ浦水位運用試験を実施いたします。

今年度の水位運用試験は、降雨状況を踏まえ目標水位に運用幅を持たせ、必要以上の水位上昇を極力抑えるよう、きめ細やかな運用を実施します。

地震により被害を受けた堤防等は、現在、本格復旧を行っておりますが、集中豪雨や台風等により洪水が起きやすい時期(6月～10月)を過ぎた事や過去の冬期降雨からみても洪水が発生する可能性は低い事から、水位運用試験を実施します。

## <参考>

### 1. 霞ヶ浦の水位運用

- ・霞ヶ浦では、地域の産業や生活を守る各種用水を供給するための水位運用を行っています。
- ・霞ヶ浦開発事業の運用開始(平成8年4月)以降、霞ヶ浦の周辺環境などを考慮して、ヨシなどの植物の生育期、開花・結実期である4月から10月中旬はY.P.+1.1mを中心に管理し、11月中旬から2月末の間は3月からのかんがい期の水利用に備えるため、Y.P.+1.3mを目標に水位運用を行ってまいりました。

### 2. 水位運用試験

- ・湖岸植生帯の緊急保全対策の整備後2年が経過し、対策地区においては植生が保全再生されつつある事を受けて、平成16年度から水利用と湖の水辺環境との共存を模索するため、水位運用試験を実施しております。

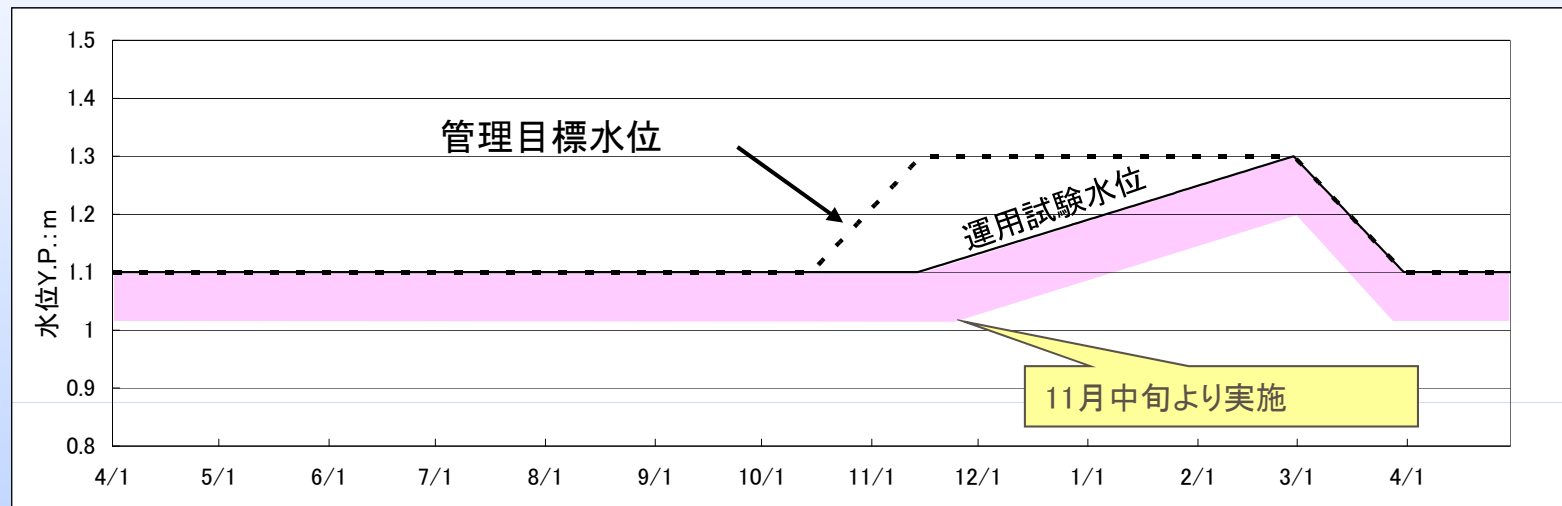
※ 水位運用試験は、昨年度と同様11月中旬から開始し、降雨及び常陸川水門の操作によって2月末にY.P.+1.3mを目指し、それ以外の期間はY.P.+1.1mを中心とする運用を実施します。

# 平成23年度の実施イメージ

## 水位運用試験と水辺環境調査

11月中旬より、降雨と水門操作によって2月末にY.P.+1.3mを確保し、それ以外の期間は水位を低下させます。

なお、水辺環境に配慮し運用幅を持たせ、必要以上の水位上昇を極力抑えるよう、きめ細やかな運用を行うとともに、下記の水辺環境調査を実施します。



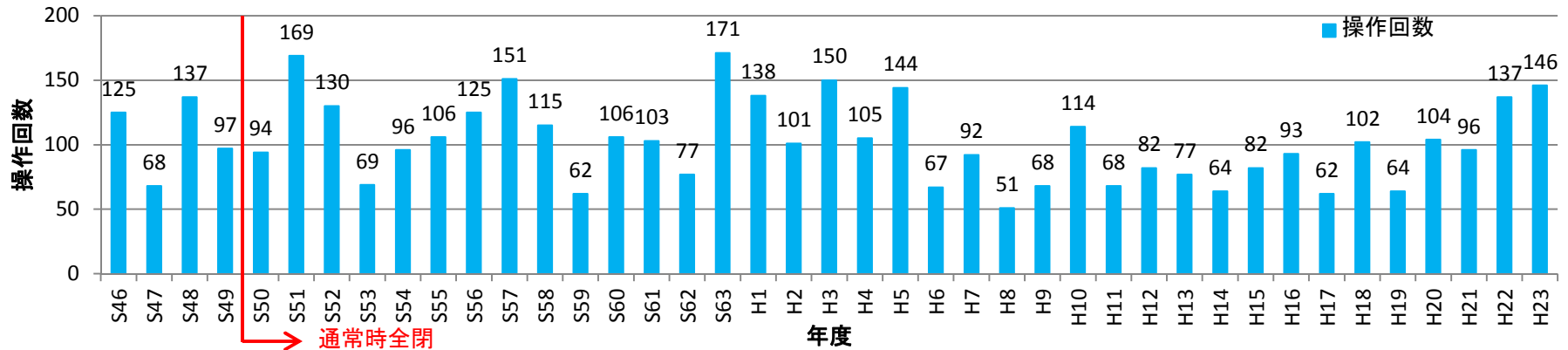
モニタリング調査項目	H23									H24			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
○波浪観測													
○定点写真撮影		●			●				●		●		
○横断測量		●			●				●		●		
○全湖岸植生面積調査		●							●				
○植生芽生え状況		●											
○浮葉植物調査													
○群落状況調査	●	●	●			●							
○水面下生育状況調査	●	●	●			●		●		●			
○実生調査			●										
○生育環境調査	●	●	●			●							

# 常陸川水門操作回数

- ・昭和49年以前は常陸川水門は昭和38年の操作要領（案）により平常時は水門を開放し、出水により利根川の水位が高く逆流のおそれがある場合に水門を閉鎖していました。
- ・昭和50年からは通常時は完全に閉鎖する現在の操作に至っています。

## ■常陸川水門操作回数

※H24年度の操作回数はH24. 10月末現在で69回



## ■常陸川水門 操作回数・開放時間(H8～H23)

年度	操作回数	開放時間(累計)
H8年度	51	344時35分
H9年度	68	386時05分
H10年度	114	747時35分
H11年度	68	472時45分
H12年度	82	575時25分
H13年度	77	514時45分
H14年度	64	414時45分
H15年度	82	541時55分
H16年度	93	767時50分
H17年度	62	450時40分
H18年度	102	752時50分
H19年度	64	415時10分
H20年度	104	643時20分
H21年度	96	611時25分
H22年度	137	812時40分
H23年度	146	819時10分

## 除染等の措置に係るガイドライン（平成23年12月 環境省）（第2編 抜粋）

## VI. その他

### （1）河床の堆積物の除染等の措置

風雨によって河川に流れ込んだ放射性セシウムは、河床の堆積物に蓄積している可能性があります。

ただし、平成23年5月から9月に実施された調査では、河川の水から放射性物質はほぼ不検出であり<sup>\*16</sup>、仮に河床に放射性物質が沈着していたとしても、河川水による遮へい効果も考慮すれば、住民の被ばく線量への影響も限定的だと考えられます。

また、河川については、洪水などの自然現象により、河床の状況が変化するなどの特性があり、また、河川での除染作業を実施する際には下流域などへの影響も考慮する必要があります。

河床の堆積物の扱いについては、こうしたことを考慮し、定期的にモニタリングを行いつつ、Ⅱ～Ⅴ章で示した除染作業が一定程度進展した後に実施を検討することが適当です。また、今後行われる河床の汚染に係るモニタリングや、様々な事業における河床の堆積物除去に関する知見の蓄積を踏まえ、本項を改訂します。